

12. 災害関係

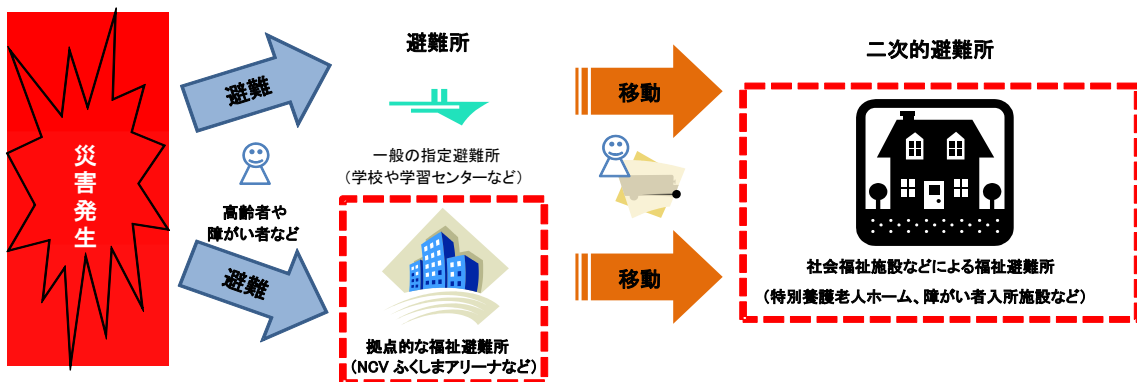
福祉避難所

災害時に、一般の避難所（学校の体育館など）では生活が困難な高齢者や障がいのある方が、安心して避難生活が送れるよう、特別養護老人ホームや障がい者入所施設などと協定を結び、「福祉避難所」を指定しました。

福祉避難所とは

避難行動要支援者（高齢者や障がいのある方で避難の際、人の支援を必要とする方）を受け入れるため、特別な準備（設備、器材、介助など）がされている避難所で、次の２種類があります。

避難の流れ



1. 拠点的な福祉避難所

災害発生時から要支援者を受け入れる避難所です。

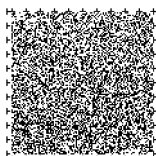
No.	施設名（住所）	電話番号
1	NCV ふくしまアリーナ（霞町）※しばらくの間、保健福祉センターから変更	5 3 5 - 4 1 0 6
2	中央デイサービスセンター（森合町）	5 2 6 - 3 2 2 3
3	わたりふれあいセンター（渡利）	5 2 2 - 2 5 6 3
4	腰の浜会館（腰浜町）	5 3 3 - 5 2 6 1

※開設情報を確認し、避難してください。

2. 二次的な福祉避難所

災害の種類や規模などに応じて開設される避難所です。

施設区分	障がい者など 施設名
特別養護老人ホーム	福島県飯坂ホーム、 陽光園、 愛日荘園、 さわやかアイリス、 ロング・ライフ、あづまの郷、 聖・輝きの郷、 ハッピー愛ランド、 ひまわり苑、アリヴァーレ宝生園、 生愛ガーデン、 すこやかなの里、 はなしのぶ、みず和の郷、 まちなか宝生園、 信夫の里、 なごみの郷、 飯野ふるさと村、 いずみの郷、 ハッピー愛ランドおおもり
老人保健施設	エルダーランド、 聖オリーブの郷、 聖・オリーブの郷 東館、 生愛会ナーシングケアセンター、 はなひらの、 にじのまち、 リハビリ南東北福島、 ケアフォーラムあづま、 ケアタウンひまわり、 ホリスティカかまた



施設区分	施設名
養護老人ホーム	福島恵風園、 緑光園
地域密着型介護老人福祉施設	宝寿木村屋、 万葉の郷
グループホーム	生愛レジデンス、 フクチャンち
看護小規模 多機能型居宅介護事業所	ライフ吉井田、在宅看護センター 結の学校
高齢者複合施設	リブレ松川
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	シャローム
サービス付き高齢者向け住宅	飯野の里
身体障がい者入所施設	けやきの村、青松苑、静心園
知的障がい者入所施設	大萱荘、清心荘、福島おおなみ学園

避難行動要支援者支援事業

災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいのある方などで、支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）のために、安全な場所に避難する際、地域で支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

対 象 者

在宅で生活する方で、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 要介護認定3～5を受けている方
- (2) 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- (3) 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- (6) 指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度が高い方
- (7) 65～75歳のひとり暮らし高齢者など、登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望される方

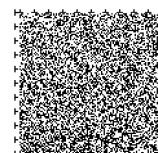
※高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの交付を受けている方・難病患者のうち(6)以外の方及び外国人の登録希望者など。

必要書類

申請書

避難行動要支援者登録制度に登録するとどうなるの？

福島市、福島市消防本部、地元の自主防災組織、町内会、消防団、民生委員・児童委員など災害発生時に支援活動を行う方々や『避難支援等実施者』の皆さんが登録情報を共有・活用させていただき、緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動がよりスムーズに行われるように、日頃から地域と皆さんが良好なコミュニケーションを図れるような『地域ぐるみの支援体制づくり』を進めます。



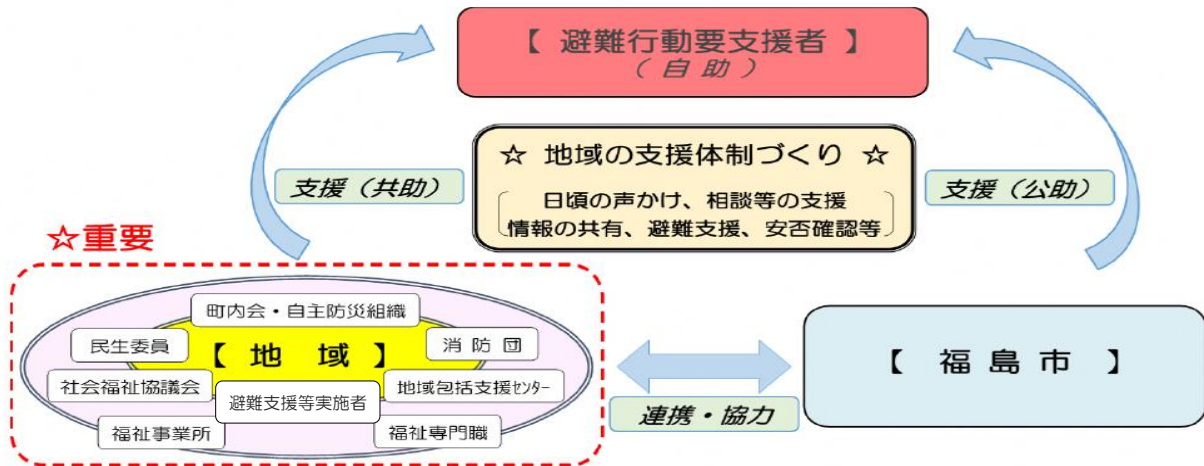
Q：『避難支援等支援者』とは？

A：地域の各団体と協力し、ボランティア精神に基づいて要支援者の支援活動をしていただくご近所にお住まいの方です。

逃げる時に持ち出すもの

普段からリュックなどに入れて準備しておきましょう。
飲み水、すぐに食べられる物、ライト、保険証、薬、眼鏡（コンタクトレンズ）、ペン、メモなど
※持ち出すものは人によって違います。
普段から自分に必要なものは何なのか、考え、準備しておくことが大事です。

地域の支援体制

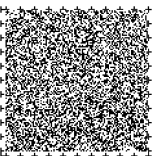


1 避難するときは

	地震	台風・火山噴火
建物の中	- 大きな家具などから離れる。 - テーブルの下に入るなど身を守る。	- テレビ、インターネット、ラジオなどで情報を集める ◆水害・土砂災害の警戒レベル レベル5はすでに災害が発生している状態です。 - レベル4 すぐに避難する - レベル3 避難の準備をする ※逃げるのに時間がかかる人は逃げる ◆噴火警戒レベル レベル5 居住地域から避難する - レベル4 避難の準備をする - このように伝えます 「●●地域／地区に●●警戒レベル●が発令されました」
	- ドアや窓を開けて出口を作る ※建物がゆがみ、ドアなどが開かなくなることがあります。	
逃げる時	火を消す。 ・ガスが漏れていないか確かめる。 ・ブレーカーを落とす。	
	動きやすい服装で2人以上で歩いて逃げる	
	塀や高い建物から離れる。	川や山に近づかない。
	道路に車を停めて離れるときは、カギをかけずに、カギをつけたままにする。	
	避難所では係員の指示に従う。	

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263
申請窓口…障がい福祉課



災害時ストーマ用装具保管事業

人工肛門、人工膀胱を造設されている方（オストメイト）が、地震などの災害時に自宅等が被災し、ストーマ用装具を持ち出せなくなった場合に備え、ストーマ用装具を福島市保健福祉センターへ設置したロッカーへ保管する事業です。

対 象 者

市内に住所を有する、身体障害者手帳の交付を受けたストーマ用装具を利用している方

必要書類

●申請書兼同意書 ●身体障害者手帳

保管場所

福島市保健福祉センター（福島市森合町１０－１　２Ｆ）

保管可能数量

尿路系ストーマ用装具用ロッカー２０カ所

消化器系ストーマ用装具用ロッカー３０カ所

保管用鍵の貸与

福島市保健福祉センターに、個人別の鍵付保管用ロッカーを設置し、利用者には鍵を貸与することとなります。ただし、鍵を紛失された場合は実費負担です。

保 管 物

ロッカーへ保管するストーマ用装具は、予めバック等の袋に収納願います。

また、保管物の劣化等は責任を負えませんのでご了承ください。

ロッカーサイズ

●尿路系ストーマ用装具用：高さ２６ｃｍ、幅２６ｃｍ、奥行３５ｃｍ

●消化器系ストーマ用装具用が：高さ１１ｃｍ、幅１５ｃｍ、奥行２５ｃｍ

保管期間

許可の日から令和８年７月３１日までとなり、更新の手続きがあります。

保管のストーマ用装具は自己管理となります。

利用日及び時間

保管用ロッカーの利用は、午前８時３０分から午後５時までとなります。

土曜日、日曜日、休日は休館となります。（※緊急時はこの限りではありません。）

保管物の廃棄

保管期間を満了した場合、市外へ転出・本人が死亡した場合は障がい福祉課より本人・家族に確認し、廃棄処分等をさせていただく場合があります。

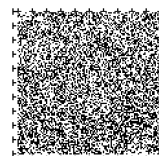
届 出

市外への転出・ストーマ用装具使用者が死亡した場合など、ストーマの保管が必要なくなった場合は障がい福祉課へ届け出願います。

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課



屋外スピーカー・戸別受信機

福島市では、災害に関する情報をいち早くお知らせするため、令和3年8月より、屋外スピーカー、戸別受信機の運用を開始しています。

屋外スピーカー

防災情報システムの屋外スピーカーは、屋外にいる方々にサイレン音・チャイム音・音声などで緊急情報をお知らせする放送設備です。河川の浸水区域でおおむね3m以上の浸水深および過去の災害データをもとに設置しています。

令和5年4月より隣接する屋外スピーカーの反響等により聞き取りづらくなることを解消するため、屋外スピーカーの時差放送・繰り返し放送を実施しています。

テスト放送

- 原則として毎週木曜日の17時

時差放送・繰り返し放送を実施する放送

- 市からのお知らせ（各種注意喚起情報等）

時差放送・繰り返し放送を実施しない放送

- 気象情報（気象警報の発表、噴火速報等）
- 国民保護情報（弾道ミサイル発射情報等）

時差放送のみ実施しない放送

- 避難に関する情報

戸別受信機

戸別受信機は、屋内に設置する受信機で、AC電源を接続し、サイレン音・チャイム音・音声により、緊急情報をお知らせする機器です。停電時に備えて乾電池でも使用することができます。福祉施設や町内会の役員宅に設置されています。

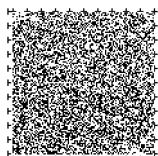
福島市では、戸別受信機等が正常に作動するかを確認するためテスト放送を実施しています。

テスト放送

- 原則として毎月1日の17時（1日が土日、祝日の場合は最初の平日）

窓 口

問い合わせ…危機管理室 防災係 電話 525-3793



福島市公式防災アプリ

防災情報専用の「福島市公式防災アプリ」を運用しています。

いざという時に備えて、いますぐアプリをダウンロードしましょう。

主な機能

- お知らせ機能…気象警報や災害時の避難情報をプッシュ通知でお知らせします。
- 資料集機能…平時からハザードマップや避難所情報などを確認しておくことができます。また、避難所開設状況、混雑状況など、災害時に役立つ情報の収集に活用できます。

インストール方法

iPhone 端末をご使用の方は Appstore、Android 端末をご使用の方は GooglePlay から「@infocanal（アットインフォカナル）」で検索しインストール、または次のQRコードを読み取ってインストールしてください。

その他

アプリのインストールやご利用にかかる通信料は利用者負担となります。

QR コード

iPhone などの ios 端末



Android 端末



窓 口

問い合わせ…危機管理室 防災係 電話 525-3793

エリアメール・緊急速報メール

市が発信元となり携帯会社が提供する「緊急速報エリアメール（NTT ドコモ）」・「緊急速報メール（KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）」のサービスを活用し、災害・避難情報を配信します。

福島市内のエリア内で所持している携帯電話等（対象機種に限ります。）に一斉配信となり、一時的に滞在している方、観光や仕事で福島市を訪れた方も含めて迅速に情報提供します。登録は不要で、月額使用料や通信料はかかりません。

配信する情報

高齢者等避難、避難指示などの緊急性の高い情報

サービスの特徴

- 情報発信時に市内にいる方であれば受信が可能
- 特別な操作なしで情報を得ることが可能
- 福島市に隣接する市や町で市境にいる方に着信する可能性があります。
- メールアドレスの登録は不要
- 災害時でも同時配信が可能
- 対応機種をお持ちの方は、どなたでも受信できます。
- 多数の携帯電話にメッセージの同時配信が可能です。回線混雑による影響を受けにくい仕様です。
- 受信時は、画面上に配信情報が自動的に表示され、専用の警報音でお知らせします。

窓 口

問い合わせ…危機管理室 防災係 電話 525-3793

